

令和 7 年 9 月 4 日
西日本高速道路株式会社

入札参加資格停止措置について

1. 入札参加資格停止業者：有村工業株式会社

住所：大阪府大阪市東淀川区小松 1-14-32

2. 入札参加資格停止期間：令和 7 年 9 月 4 日から令和 7 年 10 月 3 日まで（1 カ月）

3. 入札参加資格停止措置対象地域：地域 1

4. 事実概要：

有村工業株式会社の元社長は、架空の加工費を計上するなどして所得を隠し、法人税と消費税 1 億 5000 万円余りを脱税したとして、令和 7 年 7 月 3 日、大阪地検特捜部に法人税法違反などの罪で在宅起訴されたとの報道がなされた。

5. 入札参加資格停止措置理由：

上記の事実概要が「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領」（平成 17 年 11 月 30 日付要領第 96 号）別表第 2 第 12 号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

（参考）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第 2

措 置 要 件	地 域 及 び 期 間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し 不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方 として不適当であると認められるとき。	全地域又は発生地域について 当該認定をした日から 1 月以 上 9 月以内

(参考) 西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第3

地 域 区 分

地域	都道府県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県（※1）、奈良県、和歌山県及び岡山県（※2）
2	兵庫県（※3）、鳥取県、島根県、岡山県（※4）、広島県及び山口県（※5）
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県（※6）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※1 地域2にかかる部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかる部分を除く。

※5 地域4にかかる部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字棕野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る

○問合せ先 西日本高速道路株式会社 財務部 契約審査課